障害者春闘 2021

障害者差別解消法の見直し～私たち・地域の課題とは？

講師：尾上浩二さん（ＤＰＩ日本会議　副議長）

障害者権利条約の批准に向け障害者差別解消法が制定、2016 年４月１日から施行されました。法施行時に３年後の見直しが求められ、この間、内閣府の障害者政策委員会で議論され、いよいよ今通常国会で改正法案が提案される予定です。民間事業者にも合理的配慮の義務化が求められるようです。

また差別解消だけでなく教育や労働、バリアフリー、地域生活など日本の障害者施策等が真に権利条約が求める理念・目的を達成しているのか、2021 年度内に権利条約の日本政府に対する初の審査が行われる予定です。JDF（日本障害フォーラム）は２本のパラレルレポート（NGO の意見）を作成し国連に提出しました。ぜひ日本政府に対する監視・評価（モニタリング）にご注目ください。

このような国での動向が、私たち障害当事者の生活に直結するものでなければ意味はありません。差別解消法がこの４月で５年目を迎えますが、差別が解消されていると、皆さんは実感しているでしょうか。障問連は他団体と共に兵庫県に対し差別解消条例の制定を求めましたが、県は 2018 年４月「ユニバーサル社会づくりの推進に関する条例」施行により、差別解消条例は必要ないとの姿勢です。しかしバス乗車拒否や入店拒否等の差別事例が障問連に報告され、昨年神戸市の精神科病院で患者への暴行事件が全国的に取り上げられ、分離教育の問題、就労中の重度障害者への支援制度も県内では実施されていない事など、共生社会の実現・権利擁護において多くの課題があります。

尾上浩二さんは障害当事者として長年にわたり活動され、このパラレルレポート作成に尽力されました。そのような立場から、法改正と権利条約のモニタリング、権利条約の各国との比較について説明いただき、私たち兵庫県に住む障害当事者の生活に具体的にどうかかわってくるのか、差別事例にどう立ち向かっていけばよいのか、私たちが知っておくべき課題についてお話しいただきます。また関連してバリアフリー法改正との関連や障害者と新型コロナウイルス感染症に関する問題についても触れていただきます。感染予防に配慮しリモートも活用し以下の要領で開催します。ぜひ、ご参加ください。

日時：2021 年４月３日（土）　13 時 30 分～16 時
場所：神戸市勤労会館 308（定員 50 名）＋オンライン（Zoom を使用します）
参加費：無料
情報保障：手話通訳（2021 年３月 12 日（金）までに申し込んでください）
連絡先・申込先：shunto2021@gmail.com
（障害者春闘 2021 専用メールアドレス）
※申込の際には、必ず会場参加とオンライン参加の別をお書き添えください。
※オンラインで参加される場合には、追って当日の URL と資料をメールにてお送りいたします。

主催：障害者問題を考える兵庫県連絡会議